プラント状況確認結果(令和4年2月16日~令和4年2月22日)

令和4年2月23日 福島県原子力安全対策課

令和4年2月16日~令和4年2月22日までの期間に、東京電力から福島第一原子力発電所のプラント状況に関する報告内容について、県が確認した結果は次のとおりであり、前回の報告から大きな変動はありません。

プラント状況(2月22日午前11時)

以下の項目について、実施計画*に定める制限を超える測定値はありません。 また、県の楢葉町駐在職員が福島第一原子力発電所中央操作室にてプラント状況を確認しています。確認結果はこちら(県HP)を御覧ください。

	4 2 2 2 2 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1						
場所	目的	監視項目*	1号機	2 号機	3 号機	4号機※2	
原子炉 ^{※1} (核燃料)	冷却	注水量(m³/h)	3.4	1. 7*3	1. 7	1	
		圧力容器 底部温度(℃)	13. 6	21. 0	20. 6	-	
	未臨界確認	キセノン 135 濃度 (Bq/cm³)	9. 10 × 10 ⁻⁴	検出限界値 未満	検出限界値 未満	1	
圧力容器	水素爆発防止	窒素充填	充填中	充填中	充填中		
格納容器		水素濃度 (体積%)	0.00	0. 05	0. 09	_	
使用済燃料 プール	冷却	水温(℃)	18. 5	17. 7	*4	_	

- ※1 直近データのみ記載。詳細は<u>東京電力のページ</u>を御覧下さい。
- ※2 4号機は原子炉及び使用済燃料プールに核燃料が入っていないため冷却等は必要ありません。
- ※3 作業に伴い原子炉注水量を変更しています。安全性に影響はありません。
- ※4 全燃料取り出し完了により、計測不要です。

(1) 発電所敷地境界におけるモニタリングポストの測定結果 (2月22日午前10時) 最小 0.343 (MP-6) ~ 最大 1.035 (MP-4) μSv/h ⇒計測地点の地図

|(2) 発電所専用港内の海水中セシウム 137 濃度の測定結果 (2 月 21 日採取分) |

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約0.61 Bq/L(6号機取水口前)

~ 最大 9.0 Bq/L (遮水壁前)

⇒計測地点の地図

|(3) 発電所専用港外(沿岸)の海水中セシウム 137 濃度の測定結果 (2月 21日採取分)

5、6号機放水口北側:検出限界値未満 ※検出限界値は約 0.71 Bq/L

南放水口付近:最大 1.20 Bq/L

⇒計測地点の地図

|(4) 発電所敷地内の大気中セシウム 137 濃度の測定結果

敷地境界に設置されている連続ダストモニタにより24時間連続で監視しております。測定結果はリアルタイムで公開されていますので、こちら<u>(東京電力HP)</u>を御覧ください。

(5) 1~6 号機タービン建屋付近のサブドレン水中セシウム 137 濃度の測定結果(2 月 18 日採取分)

最小 検出限界値未満 ※検出限界値は約4.8Bq/L (5号機) ~ 最大 5000 Bq/L (2号機)

トラブルの概要 (令和 4 年 2 月 16 日~令和 4 年 2 月 22 日)

この一週間におけるトラブル等について、東京電力から以下のとおり報告を受けました。

■ 陸側遮水壁設備ブラインタンクの水位低下について (続報)

2月 15日午前 10時 40分頃、発見した陸側遮水壁ブラインタンクの水位低下事象に ついて、その後の状況をお知らせします。

陸側遮水壁設備の配管からブラインが漏えいしている箇所について、保温材を取り 外して確認した結果、配管接合部からの漏えいであることを確認しました。今後、系 統内の残液の回収を実施のうえ、当該箇所の復旧を行います。

2月21日、陸側遮水壁設備のブラインが漏えいした配管接続部について、配管の位 置調整及びカップリングジョイントの交換を実施し復旧しました。

同日午後10時27分、ブライン供給を停止しているエリアへの供給を再開し、設備 に異常が無いことを確認しました。

詳しくはこちら<u>(1)(2)(3)(4)</u>ご覧ください。

■ 1~4号機車両ゲート付近道路に油漏れらしき跡の発見について

2月18日午後2時34分、1~4号機車両ゲート付近において、油らしき物の漏えい 跡を委託警備員が発見したと緊急時対策本部に連絡が入りました。

その後、当社社員が調査を実施したところ、No. 2 資材倉庫前道路から1号機タービ ン建屋北側の範囲に漏えい跡を確認しました。

状況は以下のとおりです。

・漏えい範囲

No. 2 資材倉庫前道路、1~4 号機車両ゲート付近 ~ 汐見坂~1号機タービン建屋北側道路上に滴下 当該滴下箇所の油膜を吸着マットで処置を実施中

・拡大防止処置

確認中

・漏えい継続の有無

・双葉消防本部への連絡時刻 午後4時30分(119番通報)。

同日午後5時17分、富岡消防署により「車両からの油滴下事象と推定」と判断され ました。

その後、午後5時24分、給油所付近の駐車場に駐車中のユニック車が油の漏えい源 であることを確認したことから、当該車両の漏えい箇所に対して拡大防止処置を実施 しております。

道路上の油膜については、引き続き吸着マットで回収を実施して参ります。 なお、漏えいした油については、側溝への流入がないことを確認しております。 詳しくはこちら(1)(2)ご覧ください。

*実施計画及び監視項目に関する解説

〇実施計画

正式名称は「福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画」。東京電力の廃炉の取組(設備設置含む)について、原子力規制庁が安全性の審査を行い認可したもので、事業者の安全上守るべき基準値等が示されています。

〇注水量及び圧力容器底部温度

1~3号機の原子炉格納容器内に存在する溶け落ちた燃料(燃料デブリ)を冷却するため、継続的な注水を行っています。実施計画では原子炉圧力容器の底部温度を80℃以下で管理することを定めています。

〇キセノン 135 濃度

キセノン 135 はウランが核分裂する過程で生じる放射性物質であり、量によってどの程度核分裂が起きているか推定することができます。実施計画では 1 Bq/cm³以下であることが定められています。

〇窒素充填及び水素濃度

水素爆発防止を目的に、原子炉内の水素濃度を測定し、実施計画に定める制限値(2.5%)よりも低いことを確認しています。1~3号機では、原子炉格納容器に窒素を注入することにより水素や酸素の濃度を下げています。

〇水温

使用済燃料プールの水を循環冷却することにより、プール水温を管理しています。なお、実施計画では 60° C(1 号機)または 65° C(2、3 号機)以下で管理することが定められています。

(お問い合わせ 024-521-7255)